

議案第97号

大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する  
 条例等の一部を改正する条例案

(大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部  
 改正)

第1条 大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例  
 (平成5年大阪市条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲  
 げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 本市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 〔同左〕</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) 〔同左〕</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車</p>

(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなったときは、当該投票を行わないこととなった事由が生じた日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。)

[ウ 略]

(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなったときは、当該投票を行わないこととなった事由が生じた日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。)

[ウ 同左]

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

(大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成5年大阪市条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(公費の支払) 第4条 本市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区(市長の選挙については当該選挙が行われる区域。以下同じ。)におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	(公費の支払) 第4条 [同左]

<p>(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>316,250円</u>を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)</p> <p>(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>270,655円と28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に<u>316,250円</u>を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p>	<p>(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>525円6銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>310,500円</u>を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)</p> <p>(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>262,530円と27円50銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に<u>310,500円</u>を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	

(大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第3条 大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成19年大阪市条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 本市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 [同左]</p>

<p>各号に定めるところにより算定した金額) に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第5号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>7円73銭</u></p> <p>(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>386,500円と5円18銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）</p>	<p>(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>7円51銭</u></p> <p>(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>375,500円と5円2銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例、大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和4年5月13日提出

大阪市長 松 井 一 郎

## 説 明

国会議員の選挙における選挙運動用自動車の借入れ及び燃料の供給、選挙運動用ポスターの作成並びに選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額の改定に準じて、市議会議員及び市長の選挙におけるこれらの経費に係る限度額を改定するため、大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例ほか2条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。